

東小学校で津波避難訓練を開催します！

町では、4 県（徳島県、高知県、和歌山県、三重県）共同津波避難訓練の一環として、藍住町津波避難訓練を開催します。

この避難訓練は津波の浸水被害が想定されている勝瑞地区を対象に実施します。

対象地域の方は避難所である東小学校までを徒歩又は自転車で移動し、避難所までの所要時間や避難経路における危険箇所等の確認をしてください。またこの避難訓練がより一層、実践的なものとなるよう、ご近所やご家族、自主防災組織単位での参加をお願いします。

なお、避難訓練は東小学校が指定避難所になっていない方も近隣でお住まいの方であれば参加できます。

会場では、この避難訓練以外にも、防災に関する訓練等を併せて実施しますので、ぜひ参加してください。

1 日 時 平成 26 年 11 月 9 日(日) 午前 9 時～午前 11 時

※訓練参加者は午前 9 時までに東小学校体育館北側入口で受付を済ませてください。

2 訓練スケジュール

9:00 集合（訓練参加者の東小学校到着時刻）

9:10 自動オープン錠、防災倉庫の説明

9:15 学校内避難経路の確認（校舎、体育館）

9:30 Aコース（心肺蘇生法）

Bコース（ロープワーク、土嚢作成、消火訓練）

11:00 訓練終了

※避難訓練に参加された方は会場内で実施するAコース又はBコースの訓練を受講してください。なおAコースの申し込みは先着 50 名となります。

※会場には駐車場がありませんので、車やバイクによる来場はしないでください。



藍住中学校で防災・避難訓練を開催しました！

8月24日、藍住中学校で防災・避難訓練を開催しました。

訓練には、地域住民のほか関係者ら 434 人が参加しました。

参加者からは「防災に関心が出てきた」「初めての体験が色々できて良かった」などの声を聞くことができました。

また今回の訓練では、藍住中学校校庭で陸上自衛隊ヘリコプターによる緊急輸送等を想定した離着陸訓練を実施しました。



この防災・避難訓練は平成24年度から避難所ごとに年2か所ずつ実施しており、今回の訓練で全ての小中学校で開催しました。

この防災・避難訓練は来年度以降も実施内容を検討しながら継続したいと考えています。

皆さんが住んでいる地域で開催があるときは、ぜひ参加してください。

防災あいずみ

平成 26 年 10 月 15 日発行 第 6 号

発行元：藍住町総務課危機管理室

電話 637-3111

福祉避難所を募集します！

大規模災害発生時に、要援護高齢者が安心して避難生活が送れるよう、民間高齢者施設を対象に福祉避難所を募集します。

今回募集する施設は災害時に避難者を直接受け入れていただくものではありません。町の指定避難所（小中学校等）に避難してきた要援護高齢者等を町からの依頼で避難者（※）として受け入れていただく施設です。

福祉避難所に応募していただいた施設は、町が施設の状況を確認した後、条件に適合していれば「福祉避難所の開設に関する協定書」を締結していただきます。

また、協定書の締結後は町広報紙、ホームページ等で福祉避難所として認定したことを公表させていただきます。

詳しくは総務課危機管理室まで問い合わせてください。

御協力をお願いします。

◆福祉避難所として指定する施設の主な条件は次のとおりです。

- 耐震構造、耐火構造であること
- 浸水想定区域内の施設では基準水位（浸水深さ）以上の高さへ避難できること
- 各種災害（地震、津波、洪水）に対して安全性が確保できること
- バリアフリー化されていること
- 30人以上（60㎡以上）の避難スペースが確保できること

※避難者

要援護高齢者で、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者及び同伴者（介護者）



緊急地震速報の訓練放送に御協力を！

消防庁が次の日程で全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急地震速報の訓練放送を実施します。

この訓練放送は町防災無線拡声子局（スピーカー）や防災ラジオから流れます。訓練放送が聞こえたら、この訓練がより実践的なものとなるよう、家庭や職場で安全確保訓練（「体を低く、頭を守り、動かない」）を実施してください。

御協力をお願いします。

1 日 時 平成 26 年 11 月 5 日（水）午前 10 時ごろ

※災害発生や気象状況によって訓練放送を中止する場合があります。



自主防災組織について考えてみませんか？

自主防災組織とは・・・

南海トラフ巨大地震のような広域で大規模な災害が発生すると、救援活動を実施する行政機関（自治体、消防、警察など）も被災する可能性が高くなります。そのため、行政機関による迅速な救援活動（公助）は期待できず、被災直後は「地域住民が、自ら命を守り（自助）、助け合う（共助）」ことが、何より重要となります。

自主防災組織は、「地域住民が主役の防災対策」であり、平常時には地域内の安全点検や防災訓練を行い、災害時には、初期消火や救出救護を行うことで、自助・共助の役割を高める働きをします。

町内には、現在93の自主防災組織が結成されており、組織の結成時期は昭和40年代にその半数以上が結成されています。（右図参照）

しかし、町に登録している自主防災組織のほとんどは、結成当時のままの情報（代表者や組織員名簿等）になっており、活動実態が十分に把握できない状況にあります。訓練実施や資機材の購入等による補助金申請により自主防災組織の活動が確認できているのは、ここ5年間で15組織です。

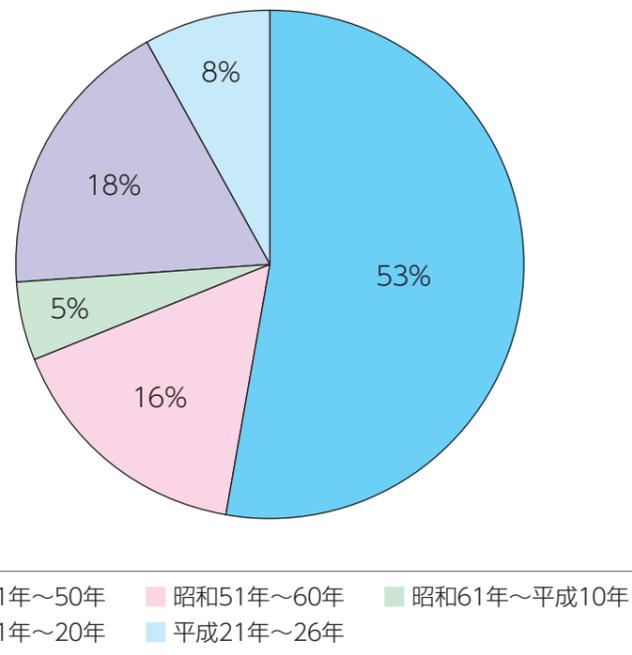
自主防災組織が休止状態になっている理由の一つとして、自治会と自主防災組織の代表者を兼任している地域の代表者が交代する際に、自主防災組織に関する引き継ぎが十分に行われず、町に届出のないまま休止状態になっていることが挙げられます。

町では、この状況を踏まえ、既存自主防災組織の更なる活性化、休止状態の自主防災組織の再活性化及び自主防災組織の現状把握を目的として、今年2月から自主防災組織等活性化交付金制度を策定し、必要書類を提出した自主防災組織に対し、一律10万円を支給しています。

なお、本交付金制度は、平成27年3月31日までの時限付制度としており、申込期限までに申し込みのない自主防災組織は、町が保有する自主防災組織のリストから抹消する予定です。抹消された団体は、自主防災組織として認定されないため、補助金等の対象外となりますので御注意ください。

交付金制度に関すること（申請方法や必要書類等）や自主防災組織に関すること（地域の組織結成状況等）については、総務課危機管理室までお問い合わせください。

自主防災組織の結成時期



大雨時における通行止め区間等について

大雨時における道路の通行止め区間等は町ホームページ、エーアイテレビで皆さんにお知らせします。この情報は概ね気象庁が大雨・洪水警報を発表した後となります。

なお、この通行止め区間等については今後の降雨量や関係河川の水位などから判断し、通行止め見込み箇所を含めての公表となります。

また、ゲリラ豪雨など、短時間に降雨が集中した場合は、この情報の公表が遅れることがありますので、御了承ください。

自主避難について

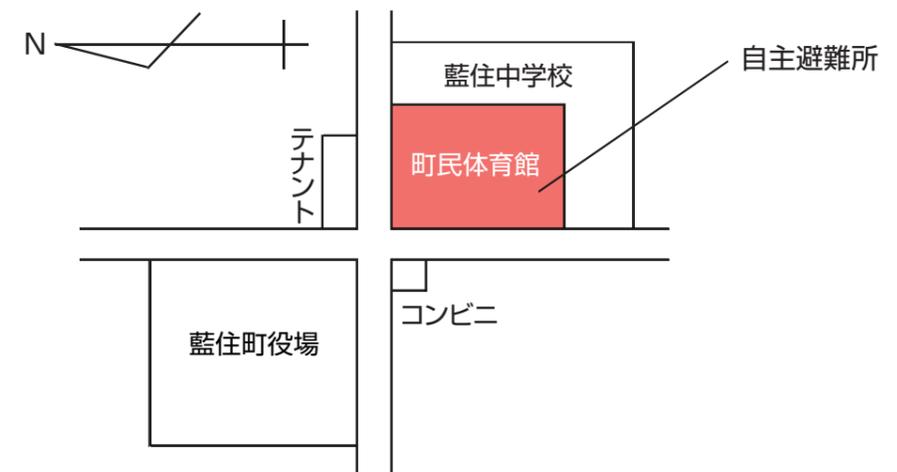
台風時等における本町の自主避難所は町民体育館です。

自主避難所を開設した場合は、町防災行政無線、町ホームページ、エーアイテレビ等で皆さんにお知らせします。

なお、自主避難は避難勧告前の自己判断による避難ですので、自宅から避難所までの移動については各自でお願いします。

また、自主避難所の開設は避難場所の提供を目的としていますので、避難前に各自で食事や着替え等の準備をお願いします。

※自主避難所の開設前は避難の受け入れができませんので、避難前に開設状況を必ず御確認ください。



防災ラジオの予約について

防災ラジオの購入予約は10月20日(月)までです。11月4日(火)からは予約無し的一般販売となります。なお一般販売は予約販売の残台数のみの販売となりますので、売り切れの際は御了承ください。

